



有毒きのこによる食中毒に注意しましょう

例年、秋になると、有毒きのこによる食中毒が集中して発生します。県では、9月20日から10月19日までの間を「きのこ中毒予防月間」と定め、「きのこ衛生指導員」による鑑別相談などを実施します。県民の皆様は、次の3つのポイントに注意して、有毒きのこによる食中毒を防ぎましょう。

有毒きのこによる食中毒予防のポイント

- 知らないきのこは採らない、食べない、売らない、人にあげない。
- 食べられるきのこの特徴を完全に覚える。
- 誤った言い伝えや迷信を信じない。
 - × 「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」
 - × 「ナスと一緒に煮ると毒消しになる」 など

もし、きのこ中毒だと思ったら、すぐに医師の診察を受けましょう。

食べたものが残っている場合は、受診の際、お持ちください。

なお、長野県ではきのこに詳しい方を「きのこ衛生指導員」として委嘱し、きのこに関する正しい知識の普及活動をしています。

「きのこ衛生指導員」については、最寄りの保健福祉事務所(保健所)の食品衛生相談窓口へお尋ねください。

○「有毒きのこにご注意を！」(長野県ホームページ)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuchudoku/dokukinoko.html>

※ 食品衛生法に定める放射性セシウムの基準値を超える値が検出されたことから、野生きのこの採取等について自粛を要請している地域があります。

【参考】平成27～29年の長野県内における有毒きのこによる食中毒発生状況

発生年月日	発生場所	摂食者	患者	種類	主な症状
H27. 10. 19	飯山市	3	3	ツキヨタケ	吐き気、嘔吐、下痢

○代表的な有毒きのこに関する情報は以下の厚生労働省のホームページでも確認できます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kinoko/index.html

確かな暮らしが営まれる美しい信州
～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係
(課長)吉田徹也 (担当)久保田耕史 岡野美鈴
電話:026-235-7155(直通)

026-232-0111(内線 2658)

FAX:026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

○ 保健福祉事務所 食品衛生相談窓口
【平日：午前8時30分～午後5時15分まで】

相談窓口	電話番号
健康福祉部 食品・生活衛生課	026-235-7155
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1942
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106
長野市保健所 食品生活衛生課	026-226-9970